

第四十八回

午前十時五十分開会

委員長 紅露 みつ君
理事

紅露 みつ君
中野 文門君
北村 暢君
北條 雋八君

國務大臣
通商産業大臣
櫻内 義雄君
政府委員

厚生政務次官	德永 正利君
厚生省環境衛生局長	館林 宣夫君
通商産業省企業局産業立地部長	馬郡 巖君
工業技術院長	馬場 有政君
事務局側 常任委員会専門員	中原 武夫君

○公害防止事業団法案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（紅露みつ君）　ただいまから産業公害対

公害防止事業団法案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。櫻内通産大臣。

○国務大臣（櫻内義雄君） ただいま議題となりま
した公害防止事業団法案の提案の理由を御説明申
し上げます。

近年におけるわが国の経済成長は、まことに目ざましいものがありますが、産業活動の急速な発展に伴い、東京、大阪等に見られますように、産業活動が集中して行なわれる地域におきまして、大気汚染、水質汚濁等による生活環境の悪化が、重大な社会問題となっており、またそれが、産業の健全な発展を阻害する要因ともなっておりますことは、御承知のとおりであります。

政府といたしましては、従来、公害防止のための施策といたしまして、ばい煙の排出の規制等に関する法律、工場排水等の規制に関する法律等により規制を行なう一方、企業に対する助成措置といたしましては、中小企業近代化資金、日本開発銀行等による融資、税法上の優遇措置等を行なってきました。

ところで、最近特に問題となっており、また産業集中地域の産業公害は、既成工業地域に見られるように工場と住宅の無秩序な乱立によるもの、あるいは近年における技術革新の進展による大規模工場の集中立地化に伴うものでありまして、深刻にして複雑、かつ、広域的性格を有しているものであります。

したがいました。政府といたしましたが、従来の助成措置の強化と並びまして、このような産業集中地域における公害を早急に解消するために、積極的に効果的な対策を実施する必要性に迫られている現状にあります。

おける産業公害を防止するために、長期低利の財政資金を重点的に活用し、共同公害防止施設、共同利用建物、工場移転のための敷地、公害防止のための緩衝施設等の設置、譲渡、公害防止施設に対する融資等の事業を行なう公害防止事業団を新設することとした次第でありまして、昭和四十年度的におきましては、厚生年金還元融資十億円を含む資金運用部資金二十億円を事業資金として充足することとしたしております。

この法律案は、このような事業団設立の趣旨に基つきまして、事業団の目的、業務の範囲を定めるとともに、役職員の任命など事業団の組織に関すること、予算、決算その他会計の方法、事業団の業務についての厚生大臣及び通商産業大臣の監督等について規定しているものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長（紅露みつ君） 次に、本法案の補足説明を願います。通産省企業局馬郡産業立地部長。

○政府委員(馬郡巖君) お手元に配付してござい
ます「公害防止事業団法案参考資料」の八ページ

に、公害防止事業団法案の要綱がございしますが、これを中心に補足説明をいたします。

御承知のように、公害防止ということをいたしますためには、もちろん、公害を発生いたします

発生源におきまして、これを発生しないように、
いろんな防止施設をつくるということが大事でござ

さいますが、しかし、それだけによりまして公害が完全に防止できるというようなことにはなかなか

かいかないというのが現状でございます。特に最近の公害現象と申しますものは、産業公害のほか

に、一般公害と申しますか、工場、事業所以外から出てまいりますような公害現象というものの

設だけということにもまいりませす、これと、いろいろな発生源におきますいろいろな施設と並行いかなうしまして、都市計画をさらに検討し直す、あるいは下水道の整備を行なう、あるいは技術のさらにに開発を考えるというよりな対策も並行して行なわなければならぬというふうに考えられます。特にまた、公害の防止につきましても、過密都市等の既に成工業都市、既に成都市というものと新しい産業都市というものは、またその公害防止につきましているいろいろな諸施策につきましても、いろいろな方法を変えていかなければならぬというような点もあるわけでございます。

この公害防止事業団は、この法案の第一条の目的にございますように、いま申しましたいろいろな方策のうちで、主として現在すでに公害が著しくなつておる、あるいは今後著しくなるおそれのある地域というものに重点的に必要な業務を行なひまして、公害の防止を行なうという趣旨で設立するものでございます。これは、現在すでに公害

かびどくなっている、あるいは今後ひどくなるおそれのある地域というものには、緊急に対策を行

なり必要がこえますので、その地域を特に重点的に取り上げて、また、その地域の公害現象とい

うものも、非常に複雑かつ慢性的になっておりま
すので、個々の企業の力のみでは、とらてい解決

で、そういう点も考え合わせまして、この地域を

重点的に事業団が業務を行なっていきたい、こういうふうに考えた次第であります。

主たる業務につきましては、九ページに第六業務の範囲」がございますので、この項目に従つ

第一には、こういった地域におきまして公害の

共同防止施設を設置することとでござい
ます。

務のうち、一号から五号まででございますが、一号から四号までは、事業団自身が施設をつくりまして、これを適当なる相手方に譲渡するという業務でございます。第五号は融資事業を規定いたしております。

その第一号でございますが、先ほど申しましたように、共同で公害を防止する施設をつくるというところでございまして、公害防止処理施設と申しますのは、かなりの費用も要する仕事でございますし、また、共同で処理したほうがはるかに能率的でございますというふうなことで、主として中小企業が相手になろうかと考えておりますが、そういう中小企業を中心としたしまして、共同の公害防止処理施設をつくるというふうなことが第一でございます。

第二号は、共同公害防止処理施設をさらに一歩進めたい形でございますが、工場アパートと私たち俗に呼んでおりますが、たとえて申しますと、隅田川あたりにございましては、廃水処理施設をつくるにいたしまして、もうその廃水処理施設をつくるに必要な土地自体が全然手に入らないという状態でございますので、そういう工場をある程度集約化いたしまして、一つの建物にそれらの業者を取寄いたしまして、さらにその建物にはもちろん公害共同処理施設もつくるわけでございますし、また、そういう余裕もできるわけでございますので、そういう工場アパートをつくらうという考え方でございまして。

それから第三号は、過密都市において現在いろいろお仕事をさせていただいている工場のうちで、いろいろなことを考えても、どうしてもその地域におきまして仕事をやっていくことが非常に困難であるというふうな場合におきましては、これを地方に移転していただくということが必要の場合もございまして、したがって、そういうことを助成いたしますために、工場が集団で移転できるような必要な敷地を造成いたしまして、また、そこには当然公害防止のための共同施設というふうなものも同時に設置してまいるという事

業でございます。

第四号のほうは、これは新産都市等の場合に比較的多いかと考えられますが、現在の公害問題のうちの一つの大きな問題は、やはり都市と住宅が混在しているということから出てまいります。いろいろな問題がございまして、そういう現状にかんがみまして、特に石油コンビナート等、新しい企業がございまして地域におきましては、住宅街と工場街との混在を防ぐという意味で緩衝施設というふうな施設が必要でございます。まあ、緩衝施設、緩衝地域自体につきましては、都市計画法の運用につきましてさらに今後考える必要がございますが、それに並行いたしまして、その緩衝施設といまして、当該地域の工場、事業場の従業員なりあるいは住民の福祉に役立ちますようなものを施設として設置してまいりたいというところでございます。

それから第五号は融資事業でございますが、公害防止施設に対する融資につきましては、従来より日本開発銀行あるいは中小企業金融公庫等から融資をしてまいりましたわけでございますが、特に事業団といたしましては、この公害防止をさらに推進いたしますために、事業団におきましても融資事業をやりたい。ただ、従来の日本開発銀行なり中小企業金融公庫というものの業務分野との関係もございまして、さしあたりは産業公害の共同施設というものを中心にして行なうまいりまして、今後日本開発銀行、中小企業金融公庫との業務分野の調整なり、あるいは事業団自体の組織の固まり方、業務の実際の遂行ができるような体制というものを、時期を見まして、さらに政令でその業務の範囲を拡大してまいりたい、こういうふうな趣旨で第五号の規定をいたした次第であります。

あと、第七にございましては、融資事業をいたします場合の金融機関に対する業務委託の関係でございます。それから飛びまして第九でございますが、事業団の業務はもちろん地元と非常な関係がござい

すので、具体的な事業実施計画をつくり出す場合には、都道府県知事に事業団から協議をしてもうというやり方をいたしたわけでございます。なお、都道府県知事は、協議を受けました場合には、関係市町村長の意見を聞くという形をとったわけでございます。

それから十一でございますが、この事業団は、本年度予算におきましては出資はいたしておりますが、その事務費、管理費につきましては、一般会計から交付金を交付するという形をとったわけでございます。

なお、事業団の四十年年度の予算でございますが、四十年年度におきましては、ただいまの交付金は三千四百万円という予定でございます。そのほか、事業自身につきましては、資金運用部資金から二十億の借り入れをいたしまして、六分五厘の借り入れをいたしまして、この二十億を、先ほどの業務の順序で申しますと、第一号の共同公害防止施設につきましては四億五千万円でございます。それから第二号の共同利用建物につきましても、同額、四億五千万円でございます。それから工場の移転用地造成は二億五千万円、共同福利施設五億、それから貸し付け事業に三億五千万円、合計二十億というものを予定いたしておる次第でございます。なお、この条件でございますが、貸し付け条件は、中小企業につきましては七分、その他の企業につきましては七分五厘ということ、期間は十年ないし二十年というものを予定いたしておる次第でございます。

簡単にございまして、説明を終わらしていただきます。

○委員長(紅露みつ君) 本法案に対しまして質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○藤原道子君 この産業公害につきましては、非常に大きな問題となっておりますことは御案内のとおりでございますが、これに対して今回公害防止事業団が発足する。これはまあ一歩前進というところにおいて、まことにけっこうだと思いますが、その内容が私はあまりにも貧弱なように思

うのです。公害防止事業団ができ、そして公害防止に大いに活躍しようというこの案に対して、内容を伺いますとわずかに二十億、二十億でそれだけのことができるのだらう、こう言わざるを得ないわけなんです。で、中小企業が対象となっておりまして、対象の中小企業に対してはどのくらいを見込んでおいでになりますか。

○政府委員(馬郡巖君) 二十億のうちで、十五億から十七億というくらいの見当かと考えております。

○藤原道子君 対象がですか。

○政府委員(馬郡巖君) 中小企業向けに使う金額が、二十億のうち十五億から十七億の見当を中小企業向けに使うという考え方でございまして。

○藤原道子君 私は、その対象の中小企業をどのくらいに見ていらっしゃるか、産業公害防止対策をしなければならぬ、この貸し付けをするとか何とかという対象の中小企業はどのくらいあるかというんです。

○政府委員(馬郡巖君) 対象とします中小企業の数というものは非常に多い数でございますが、さしあたりは、業務発足当初でもございまして、ある程度限定されざるを得ないかというふうに考えております。

○藤原道子君 これは、あまりにも世論がやかましくなつたので、何とかしなければならぬ、こういうことでお考えつきになったものだろうと思ふのです。と同時に、行政監察の結果も非常にきびしい勧告が出ておるわけございまして、何とかしなければならぬ、こういうことで、まあこの事業団が発足することになったものと思ふのであります。けれども、御答弁もお困りだろうと思ふくらいに、全部ひっくるめて二十億。これで一体何ができるんだらう、私はこう思わざるを得ないのです。

そこで、大臣にお伺いしたいのでございますが、たしか昭和七、八年ごろだったかと思ふんですが、たしか東京——まだその当時は東京市ですが、そのころ、飛行機を使つたり、あらゆる方法を

もって公害の調査をされた記録があるわけなんです。その当時でも、このままでいけば将来ゆゆしきことになる、大阪に起きた問題その他から推進されて、大きな調査をされ、警鐘が打たれておきます。ところが、これに対して、政府は、その後ずつと今日に至るまで、何ら打つべき手が打たれてこなかった。終戦後、産業の非常な発達に伴って今日の事態が起きたんだというふうなことで、いつも逃げていらつしやるのですが、したがって、こうした問題については、先進国において公害に対する対策、調査というふうなものが非常に進んでなされておるにもかかわらず、日本では、今日までこれが放置されてきた、こういうことに対して、大臣はどういうふうに考えなのか。

○国務大臣(櫻内義雄君) 私、昨年七月に就任をいたしました。私自身としては、公害問題を特に強調してまいって来たつもりでございます。お話のように、過去における東京市においての調査、これについては、たいへん恐縮でございますが、私はその当時の調査記録を見ておらないのでございます。たいへん恐縮でございます。で、私が公害に対してどういふ考えを持っておるか、このように申し上げますと、ただいま藤原委員おっしゃる通りに、公害問題がだんだんやかましくなってきたが、特にこれという対策もない、それはどこに原因があるか、元来各企業がそれぞれの立場で、また責任で公害に対処しておる、しかしそれでは及ばない、こういうことから、御承知のようになんか大気汚染あるいは水質汚濁に対しての諸法案ができてまいりました。これに対しては金融措置等によって助成を講じておる、こういうわけでございまして、現在、特に東京都の隅田川とか、あるいは四日市とか、そういうような特に公害問題のやまましい地域がございまして、これに対処するためには公害防止事業団の必要があるんじゃないか、まずそういうような特定の地域を対象にして問題の処理に当たっていき、こういうようなことが公害防止事業団の発足の大きな原因になっております。

そういうふうなことで、先ほどから、全般的の公害に対処するについてこの事業団では不十分でないか、それはもう全く御指摘のとおりでございます。私としては、厚生省と通産省で、とりあえずその問題になっておる地域に対処させつつ、この事業団の事業の拡張に当たりたい、こういう考え方に立っております。

○藤原道子君 私は、きょうまで生産拡大第一主義をおとりにした——もとより生産の拡大はわれわれとしても期待しているわけでございますけれども、これに対して、住民福祉ということがあらゆる面では忘れられてきたんじゃないか、こう考へざるを得ないわけなんです。それで、まあ昭和三十八年度でも設備投資は一兆四千七百六十二億というふうなばく大なもの、三十九年度一兆八千七百八十六億というふうなものが見込まれてやってきましたわけでございますが、これらの中で、公害防止のための設備投資というふうなものは、どのくらいになっていくのでしょうか。

○政府委員(馬郡巖君) いま先生から御質問ございました点でございますが、実は、申しわけございませんが、三十八年、三十九年はしつかりした数字がございせんが、昭和四十年度におきましては、通産省関係の主要企業につきまして調査いたしましたところでは、約二百二十億というふうな数字になっております。これは大きな企業だけの数字でございます。これは大きな企業だけの数字でございます。これは大きな企業だけの数字でございます。

○藤原道子君 これは、全設備投資の何%くらいでありますか。

○政府委員(馬郡巖君) 全設備投資が、大体四十年度が一兆七千億、私たちが調査対象にいたしましたものが一兆七千億でございますので、約一・五%くらいになろうかと思っております。

○藤原道子君 先進国はどのくらいになっておりますか。その比率、わかりませんか。

○政府委員(馬郡巖君) 先進国の数字は、残念ながら、まだ私たちは手に入れる状態になっておりません。ただ、全体の設備投資としましては、

一・何%という数字でございますが、これは、企業によりましては、たとえば機械工業の場合なんか、ほとんど公害防止施設は要らない。一方、たとえば紙パルプの産業でございますとか、あるいは石油精製の産業でございますとか、それから鉄鋼業、こういうふうなものは、かなりの設備投資をしなければならぬというふうな思われます。で、現在ばい煙規制法なり水質二法の指定地域になつておまして、その基準によりまして設備をいふたしますという計算でまいりますと、業種によって非常に差はございますが、五%前後というものが、必要な設備投資というふうに出てまいります。そのほかに、たとえばほとんど要らないというふうな企業もございまして、全体として見ますと一・何%、こういうふうな数字に相なっております。こういうふうな感じでございます。

○藤原道子君 私、大臣にお伺いいたしますけれども、今後新たに設備されません場合、あるいは既存の設備等に対しては公害防止を義務づけない、もしもこれができない場合は企業の許可をしないというふうな強い御決意があらになるかどうか。

○国務大臣(櫻内義雄君) この点につきましては、現に、ばい煙規制法、あるいは水質保全法、工場排水規制法等がございまして、一定の基準がございまして、それで、この基準に達してはならないように私も監督をしていくわけでございます。これは何とも申し上げかねますが、しかし、そういう法律の規制によって、工場等をつくらざる場合、もし大気を汚染する、水質を汚濁する、こういうふうになると、触れてまいります。これらにつきましましては、当然この公害防止施設はすべきでございます。それらにつきましましては、資金の融資助成あるいは税制上の助成を現にしております。ただ、企業がそれぞれの立場でやりましても、なかなかやれない、社会資本を必要とする面も出てまいります。たとえば、下水道などを完備する必要も出てまいります。そういうふうな点については、

これは政府がやっていく。しかし、この公害発生過程を見ますと、ある地域に工場が一つできた。そのときには、ばい煙は問題でなかったが、これが、言うまでもないことでございまして、五つとか十になつて、そこで問題になつてくる。そうすると、そのときに、いままでも防止施設が十分でなかったという場合には、どうも手の施しようがないので、そういう点については、たとえば、いま御審議を願つておる事業団などで、隅田川の場合をどうする、四日市をどうするとかいうふうなことに相なつてくると思ひます。

○藤原道子君 私は、いま法律とおつしやるけれども、非常に抜け穴が多くて十分な成果をあげていないように思ふのです。同時に、政府のこれに対する誠意のほどが疑われる、と申し上げては失礼でございますが、そういう感じがしてならないのは、先日、私は岡山の水島に参りました。あそこにはいろいろ問題が起つてつあるわけでございますが、いまだに逆転調査がなされてない。気流の関係等が非常に大きく影響いたします。これらの公害の防止対策に対して、あれだけ大きな規模で建設されつある水島地区においても逆転調査がまだなされてない。それからいろいろあらちち聞き合せて見ましても、それがなされておるところはまだ少ないようにございまして、これらの一番危険を伴うことに対しての調査もこういう状態では、はたして効果があげ得るかどうかというふうなことを疑わざるを得ないことになりまして、これらに対しての対策は、どのようにお考えになつておられるのか。

○政府委員(馬郡巖君) 御指摘のとおり、まだ現在のところ非常に不十分なのでございまして、四十年年度予算におきましては、岡山等のような新産都市や工特地域におきまして工業開発にあたりましては、産業公害を未然に防止する施策を講じておかなければならないというふうな考へておりまして、四十年年度予算におきまして、厚生省と通産省で共同いたしまして、御指摘のような気象調査を含めず総合調査をいたしまして、今後

おきます。そういう地域におきます工場の配置あるいは住宅の配置、あるいは都市計画のあり方なり、工場の規模なり、あるいは工場の持つ公害防止施設というふうなものがどういふふうになくてはならぬかというふうな調査をやつてまいりたいというふうな考えておりました。四十年におきましては、さしあたり御指摘の岡山の水島、大分の鶴崎、それから茨城の鹿島臨海地区、この三地区を、こういうふうな調査をする地点として予定いたしております。

○藤原道子君 私どもとしては、あゝ岡山の水島地区のようなところが、もし調査した結果で、気象状況が悪いということになってからでは、それはたいへんな手おくれになる。したがって、そういう計画のある場合には、先んじてこれの調査をしてから許可するということがなければならぬと思うのでございますが、大臣、そういう点について、どういふふうにお考えでございませうか。

○国務大臣(櫻内義雄君) お話のように、十分事前の調査をすべきだと思います。しかしながら、岡山の水島地域につきましては、ただいま政府委員から御説明申し上げたとおり、本年度調査をいたすわけでございますが、私は必ずしも本年の調査が非常におくれておると、この調査の結果が障害になる、こういうふうには考えておりません。やはり、この調査の結果を参考にしたしまして今後の措置が十分とれるものと、こういうふうには私は判断しております。

○藤原道子君 私が申し上げたのは、あゝ計画をする場合には、事前にそういう調査がなされてからでなければおかしいのじゃないかと、こう申し上げたのです。今後新産都市の設定ができません、地方に。そういう場合には、この地方はこの程度の障害がある、このところはこういう程度だ、というこの調査がなされた上でなければ、そういう計画を推進していくことは無理じゃないか、ということは何ていふのです。

○政府委員(馬郡慶君) ただいま申しましたよう

な公害の事前防止対策調査と申しますのは、四十年から予算をいたしたわけでございしますが、今後におきましては、御指摘のようなことが進めたいというふうなことを考えております。

○藤原道子君 この間、私どもは、社会労働委員会から、播磨地区というのですか、兵庫県の播磨地区に調査に行ったわけでありまして、私は、先ほどから言つておりますように、予算が非常に少ない、これで一体何が出来るのだらうかというところ、何としても心配でたまらないものがあるわけですから、あすこの富士製鉄ですね、あすこの公害対策に要した費用が三十八億ぐらい、一企業で、ところが、それをやつたことによつて、七色の煙ですか、赤い煙とか出ておりましたのが、いまでは白い煙になったのです。水を攪拌して薄める施設がございまして、あれも非常に効果があつた、こういうことを言つておるのです。そうすると、高価な対策資金は要するけれども、それによつて地域住民の福祉が守られるということになれば、私は、幾ら金がかかっても、やらなければいけないと思つておるのです。これに対しては、政府も、先ほど大臣もおっしゃいましたけれども、税制措置であるとか、あるいは金融措置であるとか、いろいろな点が考慮されて、私は、幾ら産業が発達しても、住民の福祉がそこなわれる、とりわけ健康がそこなわれてきたのでは、これは意味ない、結局、最終的には、文化の発展ということとは地域住民のしあわせに直結しておる、こういうふうには考えられますので、特に今後のこれが対策には、通産省におきましては特段の御努力が願わしいわけですね。

○藤原道子君 こういうことを申し上げますのは、かつて水保における水保病の問題がいろいろ大きな問題になつてきましたことは、お互いに承知しておることとでございますが、その後の、あの公害によつて起こりました住民のしあわせな状態が、いままなお非常に悲惨な状態に放置されておる、生活保護によつて細々と命を長らえておるといふだけであつて、これに対する補償というものはスズメの涙な

んです。ああいうことが起きてから、あんなにうだと言つても追つかない。したがって、いやが上にも、注意をして、こういうことのないように努力していただきたい。これも私、心から念願しておるわけなんです。こういうことは各地で起きておるのです。こういうことに対して申し上げて、したがってイギリスあたりにおきましては、非常にこの対策が慎重に行なわれて、いまでは家庭炉のばい煙、これの防止対策に対しては、あるいは特別の場合には地方当局が十分の六まで負担する。ただで家庭炉のばい煙防止対策ができるというところまで心を配つてやつておる。産業問題となりまして、各国ともに非常に苦心の存するところで、努力はしておるようでございますが、日本はそれに比べますと非常におくれておるわけですね。これに迫りつけ、追いつくというところ、私は今後格段の御努力が願わしい。まして、さつき私非常に不満でございましたのは、設備投資等に対しての公害防止に要する費用などというところは、おそろく衆議院においても質問があつたのじゃないかと思つてございしますが、これに対して、十分承知してないというふうなことで、まことにちよつとさびしいような気がするわけでございますので、こういう点についてお伺いしたわけでございます。

それからもう一つお伺いしたいのは、今度のこの法案を見ますと、騒音に対する対策というものは入つていないですね。これはどういふふうにお考えになつておるのでしょうか。

○政府委員(馬郡慶君) 御指摘の騒音対策は、全般的にまだ政府内部におきましてもおくれておる対策でございます。と申しますのは、実は私ども通産省におきまして、過去二年ばかり、各方面のいろいろな学者の方々にお集まり願ひまして、騒音というものを防止するには一体どういふ方法がいいだろうかという、いろいろな研究をやつていただきましたが、これはという、実のところまだはつきりしためのある結論を出していただ

いていないわけでございます。ただ、その中でも漸進的な方向で考えたいということで、比較的音を出しそうな、たとえばコンプレッサだとか、送風機というふうな機械につきまして、施設基準と申しますか、そういうものをつけます場合には、こういう据えつけ方で、こういう防音壁をつくらうかというふうな指導書を、今回四十年でつくつてまいりたい、若干試み的にはありますが、そういうふうに進めていきたいというふうには考えております。

なお、いま申しましたのは工場騒音でございますが、あと交通騒音とか、建築騒音というふうな、騒音としてはかなり大きな問題がございします。現在、総理府にございします公害防止対策推進連絡会議というのが、総理府の中で各省集まりまして連絡調整をやつておられます。各省の政策の上げまして、各省協力して研究しようじゃないかというふうに進めておる次第でございまして、できるだけ早くその成果をあらわしてまいりたいというふうには考えております。

○藤原道子君 騒音をこれから調査しようじゃないかというふうなところらしいですが、これもイライラだとか、ストレスだとかいうことが非常にやかましく言われているのですが、町なかにある工場から深夜において発せられます騒音というものが、どれだけ健康に影響しているかというふうなことを考えますと、私どもはまず第一に、この騒音対策をもつと推進してほしいと思ふ。精神病なんかの面にも相当これが原因になつておるのじゃないか。これに対して厚生省はどういふふうにお考えになつておるのですか。

○政府委員(鶴林宣夫君) 御指摘のように、最近の都市における騒音が、都市住民のイライラといひますか、神経にさわるることによつて、健全な精神を阻害する点は多々あると思ひます。もっと具体的に、生理上の障害も起こしてくるに違いないというところがございますが、これをさらに徹底

的に調査するために、本年度、予算を計上いたしまして、具体的な調査をする予定でございます。

しかし、そのような調査の結果いかにかわらなく、現実に騒音が都市住民の生活を阻害していることは事実でございます。御指摘のように工場騒音、交通騒音、ことに航空機の騒音はかなり広範囲に、かなり強烈な影響を及ぼしている現状でございます。これに対しては何かの施策をする必要があるということでございます。航空機に対しては、基地周辺の小学校等について防音壁をつくるというようなことに対して、防衛庁等は補助金を交付しておりますけれども、御指摘のように、騒音に対する対策は今日非常に不十分でございます。一面、騒音に対する調査研究も非常におくれているわけでございます。しかしながら、お話しのごさいますように、都市の騒音を減らすというところにもう少し努力する必要がある。これはあらゆる分野の施策において具現していく必要があると私は考えております。ただいままでの公害対策は、大気汚染とか水質汚濁の防止に重点がそそがれた傾向がございますけれども、これからは騒音に対しても十分私どもとしても努力してまいらなければならないと思っております。これは、ただ遺憾ながら今後の施策でございます。今日のところは非常に不十分で、かように私どもとしても思わざるを得ない現状でございます。

○藤原道子君 私は、騒音には自分自身もときどき悩まされるわけです。こういふところは特段の努力で早い解決をしてみたい。また、これはあとでいづれ御質問したいと思いますが、町なかには工場が非常に多くなっている。それが地域住民に非常に迷惑をかけている。こういふ場合にも、この工場アパートというのですか、工場団地ですか、こういふところの対象になるのですか。これはどういふふうになるのですか。

○政府委員(馬部慶君) 町なかにおきまして騒音を発生するというのが、実は騒音で一番むずかしい問題でございますが、これは、音を消すあるいは音が外に出ないようにするという、技術的な解決方法というものは非常にむずかしい状態でございます。しかし、これに対する研究も、もちろん現在進めております。この解決方法としましては、やはり将来におきます都市計画自体におきまして、工場を住宅地の中につくらないようにというふうな、建築基準法の改正等も検討いたさなければならぬかと思っております。すでに起こっている問題につきましては、どうしてもこれはその場所からよそに――そういうじゃまのないところに移す以外には、さしたりの解決方法はないかというふうなことを考えております。したがって、この公害防止事業団の業務の中で、工場を過密都市から外に出すという計画を一つ持っておりますが、その対象とするところにつきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○藤原道子君 そうすると、そういう場合に、かりにここに工場があった所へあとから住宅ができたという場合と、それから住宅があった所へ工場ができた場合と、二通りあると思うのです。ですから、これからはばらばらなやり方ではなくて、都市計画をひとつ立てて、工場は工場、住宅は住宅というふうなやらないことはもちろんでございますが、特に工場があった場合にあとから住宅ができた、しかしいま住宅の騒音対策あるいは公害対策のためにこれを移転させる、こういう場合に工場アパートですか、こういうことで移る場合にはどういふことになるのですか、経費その他は。

○政府委員(馬部慶君) ただいま先生から御指摘がございました。工場ができてあとから住宅ができたというふうなケースというのは、これは音だけでなくて、水の場合も、煙の場合も、すべての場合には非常に、公害を発生する上、具体的に解決する場合には非常にややこしい問題と思っております。ですから、これに対して、一体的にどういふことになるかという点につきましても、これは学者の間でもいろいろ議論がございまして、はっきりしたまだ意見の統一もございせん。しかし具体的な現実の問題として解決いたしますとすれば、その議論の展開というものは、どうもいまの学者の方々の御意見を聞いてみますと、なかなか理論的にも説明されそうにもないと思われまします。しかし一方、事態はそういう事態が起こっているとなりますと、具体的にこれを解決せざるを得ないというところが現実の姿であらうかと思っております。したがって、それを具体的に解決するとして、小企業、中企業の場合がほとんど大部分でございます。したがって、これを解決するためには、やはりそういう中企業に対して相当の助成策をやつて、経営的にそう大きな無理がかかぬような形で解決せざるを得ないというふうに思っています。で、公害防止事業団等におきまして金銭的にも、あるいは償還期限におきましても、できるだけの優遇をいたしたつもりでございます。なおこのほか、中小企業のいわゆる高度化資金という制度がございまして、まあこれは若干の例はすでにごさいます。たとえばプレス工場あたりは、これはドシンドシンという音がかなりいたします。こういうものを集団的に地方に持つていくというケースはすでに一、二、中小企業の高度化資金というところでいたしたようなことで、具体的に、個々のにそういう形で、できるだけの助成を行ないながら解決していかざるを得ないというふうに考えております。

○藤原道子君 すでに実行されたところでは、うまくいっていますか。

○政府委員(馬部慶君) これはまだその計画が始まったばかりでございます。まだ完了いたしていません。しかし一年の間に完了するかと思っております。そういう場合には非常な効果をあげてくるんじゃないかというふうに期待をいたしております。

○藤原道子君 しかし、今度のこの法案で――法案審議はこの次の機会に譲りたいと思っておりますが、中小企業の工場アパートですか、これはどのくらいいつの予定になりますか。

○政府委員(馬部慶君) 四十年年度におきましては、さしあたり一つを予定いたしております。

○藤原道子君 どこへ。

○政府委員(馬部慶君) 大体、東京を予定いたしております。

○藤原道子君 東京は隅田川の方角に予定されているんですか。

○政府委員(馬部慶君) 大体、隅田川の皮屋さんがメッキ屋さんあたりを一応頭に描いております。

○藤原道子君 私は、大臣にお伺いしたいのでございますが、隅田川は私たちの若かりしころには非常にきれいな川だったのでございます。けれども、いまはあそここの橋の上を通ると鼻をつままなきゃならない状態に置かれていまして、ところがオリンピックの初めに、何だか水を非常に流し込んだら急速においが減ってきた、このふんでいけばいいんじゃないかと思つたら、このごろまた何やら後退しているように聞きますが、あれを積極的に浄化を進めていられし具体的な方法をお持ちなんですか。オリンピックのためには困るので、住民のためにやつてほしい。

○国務大臣(櫻内義雄君) 四十年年度で河川浄化事業、これは隅田川が対象でございますが、利根の導水に四十億円、それから河底しゅんせつに一億六千万、こういふふうに河川浄化事業をやることにいたしております。また、これに関連いたしまして、公共下水道事業二百五十二億円、大体隅田川対策としては三百億円余りに、政府及び地方公共団体の資金上はなっております。

○藤原道子君 どのくらいいたつたら、きれいになる見込みなんですか。

○政府委員(馬部慶君) 隅田川の浄化につきましては、ただいまの隅田川に利根川の余剰水を流す事業なり、あるいは河川のしゅんせつ、それと並行いたしまして下水道の建設というのが非常に大きな意味を持つてまいっております。もちろん工場側におきましてやりますことは当然でございますが、そのほかに、たとえば一般下水の関係もございまして、そういうものも入れたいわゆる

は、さしあたり一つを予定いたしております。

五

下水道の完備ということが必要でございますが、大体現在のところ、東京都内におきまして下水道の施設状況は約二五％程度でございます。現在の計画によりまして、そういうものが下水道の完備といふものと相まちまして隅田川の浄化ができるわけでございますが、大体の現在の計画では、四十八年になりますと、そういうものが完成してまいりますので、四十八年ごろになると、きれいな水になるのじゃなからうかというふうな計画を進めております。

○藤原道子君 四十八年という、またこれから八年かかるわけですね。まあ、それでもできないよりはいいんですけども、結局また水はこのごろ少し減ってきているとかいうのですが、水がないからですか、どうなんですか。そんなことになる、また、水がございせんために、こういうふうになりましてなんという、また四十八年が五十八年になるかもわからないんですが、ほんとうにやる気ですとやらなければ困ると思ふ。しかも、あそこ住民は、川の汚染のために家財道具まで腐食していつているんですね。そういうことであれば、あそこに住んでいる人の身になって、ひとつ早急に浄化対策を立てていかなければ困ると思ふ。それから下水のほうは、これは建設省ですね。厚生省の終末処理とこれは十分タイアップして行っているのですか。厚生省のほうはいつごろできる予定なんですか、終末処理と下水の関係は。

○政府委員(館林宣夫君) お尋ねのございました隅田川の浄化は、だんだんよくなる計画になっておりまして、いま御説明申し上げました、四十八年度にその計画が完成するということを申し上げたわけでございます。第一段階は、荒川から水を取りまして毎秒三十トン、日量にしますと二百七十万トンくらいの水を隅田川へ流し始めたわけでございます。その導水路が昨年完了いたしましたので、それによって御承知のように、一時水がきれいになるといいますか、薄めたわけでございますから一時きれいになったわけでございます。ところ

が、このごろ水量が少のうございすから、その水を薄める分の水がやや少ない。その導水路の水は東京都の上水道と共同で取っておりますので、御承知のように上水道も困っておるし、荒川の浄化の水もやや減っておるという状況で、最近になって雪解けの水ないしは雨が降るといふことで、その水もだいぶ流すようになるわけで、今後は、利根川、荒川から取る水で、相当隅田川は薄まるわけでございます。そのほかに、先般これは経済企画庁が主管いたしております公共用水域の水質の保全に関する法律に基づきまして、隅田川を地域指定いたしまして、隅田川に流す工場排水、その他汚水の排出基準をきめたわけでございます。そのきめた期限は、あと一年半ほど猶予期間があるわけでございますが、その期間がきまると、排出の、これは区域によつて違いますけれども、出てくる水をBOD三〇〇という、相当程度きれいにしなければ排出できないということ、浄化設備を各工場が備えなければならぬ規定になるわけでございます。それにいたしまして、三〇〇といふ、必らずしも魚が住めるほどのきれいさではないとございせんし、また規制にからない小さい工場もございすし、また家庭汚水も相当入っておりますから、その段階において必ずしも隅田川は魚が住むほどのきれいさにはならないわけでありまして、先ほど通産省から御説明のありましたように、完全にきれいになるためには、隅田川の沿岸は、すべて下水道が完備いたしました、汚水を一切下水道へ流される、あるいは工場排水は特別のルートで浄化されて、その末端は下水道へ流されるということになれば、これは隅田川は再び昔の姿にかえるということが期待できるわけでございます。この計画はかなり計画的にいま進められております。私も必らず完成するのを期待いたしております。それが昭和四十八年度でございまして、大体まあハズがつかれるということを目標にいたしておるわけでございます。

○藤原道子君 私は工場を建てるときに、もう公害対策がなされてなければならぬ、あるいは下水道等が完備することは、地域社会において当然のことなんです。これができていない。何もかも後手々々になって、これだけ大きな問題が起こっている。で、資料が整わないというけれども、事ここに至るまで放置されていたということ、が、われわれ住民にとつても非常に不幸だと思ふ。したがって、今回こうした問題になりましたことを契機といたしまして、さらに抜本的な対策を立てて、これを必らず行なうのだ、ただ問題は、工場等においてこの公害排除の施策をして、それは利潤に相反するわけですね、工場とすれば。この施設をしたからといって利潤が上がるわけでもない、むしろ持ち出しになるような傾向だから、どうしてもやらないと思ふ。そういう場合には、いまの減税措置等もございすけれども、まだまだ手当の面において、特に中小企業がいま非常に困難な状態にあるときに、これをやらせなければならぬ。これに對しましては、十分な配慮をもつて中小企業が成り立つように、しかも地域住民の福祉を阻害しないようにということになれば、防止設備に對しての国の補助金その他について、さらに一段の配慮が好ましい、こういうふうに考えるわけです。大臣はこういうことについては、どういふふうにお考えでしょうか。いまの程度でよろしいとお考えでしょうか。さらに今後、中小企業育成のために、地域住民の福祉のために、抜本的なこれが対策についてお考えがあれば、お聞かせ願つておきたい。

○国務大臣(櫻内義雄君) 先ほどの私の私のお答えで十分御承知いただけていると思うのであります。私が、私どもとしては、この対策が不十分であるということについては、これは深く認識をしておるわけでございます。いまの中小企業に對してもっと万全の対策を講ずべきである、この御所見については私も念頭におきまして、今後における予算措置あるいは金融措置その他の助成施策の上で反映していきたいと思ひます。先ほどからの御議論の中で、一点補足しておくほうがよろしいかと思ひますのは、それはこの公害に對する技術開発のことでございす。この見方によりましては、大気汚染しておるとか、あるいは水質を汚濁しておるとかいうのは、これは有用な資源がそれだけむだになっておるといふふうにも考えられるわけでございます。公害防止の技術開発につきましては、やはり防止対策とともに、ある程度力を入れておるわけでございます。この技術開発に伴つて、公害の上で寄与する面もあるかと思ひます。現状のままでありますならば、先ほどの御所見のとおり、今後さらに施策の拡充を進めるべきであると思ひます。

○藤原道子君 もう一点だけ厚生省にお伺ひしたいのです。最近の新聞発表によりますと、食中毒の五二％近いものが腸炎ビブリオから起こつておる。しかも、これは終末処理が十分でないために、し尿の海洋投棄から起こつておるといふことは、いつぞやの社会労働委員会の質疑でも明らかになっておる。これは十五年前に腸炎ビブリオが発見されて、これは海洋投棄に起因するということが明らかでありながら、今日までこの対策がおくれおくれになっておるのです。これも大きな公害だと思ふのです。これに對して、これから夏にかかりますにつきますと、食中毒が倍加されてくるんじゃないか。こういう場合に、やはり半数以上が腸炎ビブリオから発生する、しかもこれはし尿の海洋投棄のためです。これに對する対策はお考えになっておるでしょうか。

○政府委員(館林宣夫君) お話のとおり、食中毒の原因は過半数が腸炎ビブリオによるものでございす。これにし尿の海洋投棄、あるいはし尿が海に流れ出すということが影響なしとは私どもも思つておるわけでございます。したがって、東京郡のように大部分のくみ取りし尿を海洋に投棄して処分しておるといふようなことは、一日も早く解消すべきであると思ひます。これは完全に下水道によつて処理することが望ましいわけでございますが、これはとうてい一朝一夕にできることではございせん。もちろん、

できるだけ早く下水道計画も促進いたしますけれども、とりあえず、くみ取りし尿を衛生的に処理することが当面の課題でございますので、五カ年計画を立てまして、昭和三十八年度からし尿浄化装置施設を全国的につくる計画を進めておりますが、これは昭和四十二年度が最終目標でございますが、実際は明年度あたりからおおむね最終目標になるほど事業が進捗いたしております、いま東京のみならず、全国各地で、くみ取りし尿の終末処理場がつくられております。これが完成すれば、投棄は少なくともなくなる。ただし、水洗便所化は相当程度年数のかかることはやむを得ないものと思っておりますけれども、さような処理をいま進めておるわけであります。

○委員長(紅露みつ君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午前十一時五十九分散会

四月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、「公害対策基本法」制定促進に関する請願

(第一五三七号)

一、水質汚濁並びに漁場荒廃対策に関する請願

(第一六二二号)

第一五三七号 昭和四十年三月二十六日受理

「公害対策基本法」制定促進に関する請願

請願者 福島県議会議長 佐川幸一

紹介議員 石原幹市郎君

恐るべき公害の発生を防止し、地域住民の良き生活環境を維持するため、関係法の整備強化を図るとともに、その基幹となるべき「公害対策基本法」を早急に制定せられたいとの請願。

理由

わが国経済の高度成長と地域開発の進展に伴って、近年各地に各種の公害が発生し地域住民の生活に大きな影響を与えているが、現在公害に対する施策はきわめて貧弱であること、更にこれを防止するための関係法規についても余りに多岐に分

立し適用上徹底を欠くうらみがあり、このことは公害防止にあたつてまことに困難な問題を提起している実情である。

第一六二二号 昭和四十年四月一日受理

水質汚濁並びに漁場荒廃対策に関する請願

請願者 札幌市北三条西七丁目全北海道水産用水汚濁防止対策連合会内 吉田繁雄

紹介議員 井川伊平君

この請願の趣旨は、第八八一号と同じである。

四月三十日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は四月十四日)

一、公害防止事業団法案

公害防止事業団法案

公害防止事業団法案

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 役員及び職員(第七条—第十七条)

第三章 業務(第十八条—第二十一条)

第四章 財務及び会計(第二十二条—第三十条)

第五章 監督(第三十一条—第三十二条)

第六章 雑則(第三十三条—第三十五条)

第七章 罰則(第三十六条—第三十八条)

附則

第一章 総則

第一条 公害防止事業団は、工場及び事業場が集中し、かつ、これらにおける事業活動に伴う大

気の汚染、水質の汚濁等による公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域におけるこれらの公害の防止に必要な業務を行ない、もつて生活環境の維持改善及び産業の健全な発展に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 公害防止事業団(以下「事業団」という。)

は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(登記)

第四条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第五条 事業団でない者は、公害防止事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団に準用する。

第二章 役員及び職員

第七条 事業団に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第八条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生大臣及び通商産業大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命及び任期)

第九条 理事長及び監事は、厚生大臣及び通商産業大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員は、再任されることができる。

4 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第十条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員解任)

第十一条 厚生大臣及び通商産業大臣は、理事長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第十二条 厚生大臣及び通商産業大臣は、理事長又は監事が次の各号の一に該当するときは、これを解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

2 理事長は、理事が前項各号の一に該当するときは、その他理事たるに適しないと認めるときは、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

(役員兼職禁止)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生大臣及び通商産業大臣が役員

としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十四条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合は、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十五条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十六条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員等の地位)

第十七条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十八条 事業団は、第二条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 工場及び事業場が集中し、かつ、これらにおける事業活動に伴う大気汚染、水質汚濁等による公害(以下「産業公害」という。)が著しく、又は著しくなるおそれがある地域において、工場又は事業場の共同の利用に供するばい煙処理施設、汚水処理施設その他の産業公害を防止するための施設(これに附属する施設を含む。)を設置し、及び譲渡すること。

二 前号に規定する地域において、産業公害を防止するために行なわれる工場又は事業場の建物の利用の共同化に必要な建物(これに附属する建物を含む。)を設置し、及び譲渡すること。

三 第一号に規定する地域における産業公害を防止するために移転する工場若しくは事業場が集中して設置されるのに必要な敷地を造成

し、又はこれとあわせて当該工場若しくは事業場のための第一号に規定する施設を設置し、及びこれらを譲渡すること。

四 第一号に規定する地域のうち産業公害が発生するおそれが特に著しい地域において、その発生を防止するために設置することが必要な施設(工場又は事業場の共同の利用に供する施設であつて、当該地域の工場又は事業場の従業員及び住民の福利に資するものに限る。)を設置し、及び譲渡すること。

五 第一号に規定する施設その他の産業公害を防止するための施設(これに附属する施設を含む。)であつて政令で定めるものを設置し、よとする者に対し、その設置に必要な資金の貸付けを行なうこと。

六 前五号の業務に附帯する業務を行なうこと。

(業務の委託)

第十九条 事業団は、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条第五号の業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定による厚生大臣及び通商産業大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第二十条 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生省令、通商産業省令で定める。

(事業実施計画)

第二十一条 事業団は、第十八条第一号から第四

号までの業務を行なうとするときは、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の規定による協議をするに当たつては、関係市町村長の意見をきかなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十二条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十三条 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十四条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生大臣及び通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣及び通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見書を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十五条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を

減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び公害防止債券)

第二十六条 事業団は、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は公害防止債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行、償還、利子の支払その他の債務に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社に準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(交付金)

第二十七条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、その事務に要する費用に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第二十八条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
一 国債その他厚生大臣及び通商産業大臣の指

定する有価証券の保有

二 資金運用部への預託

三 銀行その他厚生大臣及び通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

(給与及び退職手当の支給の基準)

第二十九条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときは、同様とする。

(厚生省令、通商産業省令への委任)

第三十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生省令、通商産業省令で定める。

第五章 監督

第三十一条 事業団は、厚生大臣及び通商産業大臣が監督する。

2 厚生大臣及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に對し、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第三十二条 厚生大臣及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは受託金融機関に對し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託金融機関の事務所若しくは事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることが出来る。ただし、受託金融機関に對しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、關係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十三条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十四条 厚生大臣及び通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第十九条第一項、第二十条第一項、第二十条又は第二十六条第一項、第二項ただし書若しくは第六項の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十条第二項又は第三十条の厚生省令、通商産業省令を定めようとするとき。

三 第二十四条第一項又は第二十九条の規定による承認をしようとするとき。

四 第二十八条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第三十五条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、事業団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第三十六条 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託金融機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により厚生大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十八条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十一条第二項の規定による厚生大臣及び通商産業大臣の命令に違反したとき。

第三十八条 第五条の規定に違反して公害防止事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 厚生大臣及び通商産業大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 厚生大臣及び通商産業大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、その旨を厚生大臣及び通商産業大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 事業団は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第六条 この法律の施行の際現に公害防止事業団という名称を用いている者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 事業団の最初の事業年度は、第二十二

条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第九条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「簡易保険郵便年金福祉事業団」の下に、「公害防止事業団」を、「簡易保険郵便年金福祉事業団法」の下に、「公害防止事業団法」を加え、同条第三十号の次に次の一号を加える。

三十ノ二 公害防止事業団が公害防止事業団法第十八条第三号ノ業務ノ為ニスル土地ノ所有權ノ取得ノ登記

(印紙税法の一部改正)

第十条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五号第六号ノ十三の次に次の一号を加える。

六ノ十三ノ二 公害防止事業団が公害防止事業団法第十八条第一号乃至第三号及第五号ノ業務ニ關シ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十一条 所得税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「損害復旧事業団」の項の次に次のように加える。

公害防止 公害防止事業団法(昭和四十年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第十二条 法人税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

ように加える。

公害防止事業団法(昭和四十年法律第百九十五号)

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二条の四第一項第二号中「金属鉱物探鉱促進事業団」の下に、「公害防止事業団」を加える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

十九 公害防止事業団が公害防止事業団法(昭和四十年法律第 号)第十八条第一号から第四号までに規定する業務の用に供する不動産

(行政管理局設置法の一部改正)

第十四条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「金属鉱物探鉱促進事業団」の下に、「公害防止事業団」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第十五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五号第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二 公害防止事業団を監督すること。

第九条の二第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 公害防止事業団を監督すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項に次の一号を加える。

十七 公害防止事業団に関する事。

第九条第二項中第十六号を「第十七号」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十七条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十

十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「金属鉱物探鉱促進事業団」の下に、「公害防止事業団」を加える。

四月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、水質汚濁並びに漁場荒廃対策に関する請願(第一七二二号)

第一七二二号 昭和四十年四月八日受理

水質汚濁並びに漁場荒廃対策に関する請願

請願者 三重県津市桜橋通一丁目三重県漁業協同組合連合会会長 石原田吉

紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第八八一号と同じである。

四月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、公害対策基本法案(衆)

公害対策基本法案

公害対策基本法案

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 公害の防止に関する施策(第九条―第十六条)

第三章 公害対策委員会の設置(第十七条)

附則

健康で文化的な生活を営むことは、国民の権利であり、財産権の行使が公共の福祉に適合すべきものであることは、近代国家における普通の原理である。しかるに、わが国においては、企業における社会的責任の欠如等によつて公害が発生し、これにより国民の健康、静穏な日常生活、財産等が侵害されつつある。

近時、公害現象の顕在化により、公害対策に関するいくつかの立法がなされたといふものの、こ

れらはほとんど応急対策の域を出ず、工業の著しい発達と都市における人口の過度の集中等は、今後ますます公害の発生を増加させる傾向にある。しかも、公害の多くは、その影響が急激に顕現するものでなく、緩慢かつ隠微であつて、長時間にわたつて生ずるものであること、その影響と発生源との間の因果関係を科学的に究明することが著しく困難であること等からみて、このまま推移すれば、その害毒はついに国家及び国民の消長にも重大な影響を及ぼすおそれがある。

ここに於いて、われら国民は、公害の増大がその発生源たる企業の存立をも否定しなければならぬという重大な問題であることを認識するとともに、公害対策については、企業、国及び地方公共団体が一体となつてあらゆる努力をなし、国民がこれに協力すべく、その政策の目標を示すため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公害の発生を防止に関する企業の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体による総合的かつ基本的な公害対策の樹立を図り、もつて国民の健康、静穏な日常生活、財産等を公害から保護し、公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公害」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 ばい煙、粉じん又はガスの排出又は放散による大気汚染で、地域的に、多数の住民の健康を害し、動植物の生育を害し、若しくは機械工具その他の物件を侵食し、又はこれらのおそれのあるもの

二 汚水、廃液又は汚物等の河川、湖沼、港湾、沿岸海域等の公共用水域及びこれに接続する水路への排出又は投棄による水質の汚濁で、地域的に、多数の住民の健康を害し、動植物の生育を害し、若しくは水道用水、かんがい用水、工業用水等の利水の便等を害し、

又はこれらのおそれのあるもの

三 悪臭の発散による相当期間の臭気のび浸で、地域的に、多数の住民の健康を害し、若しくはその日常生活に障害を与え、又はこれらのおそれのあるもの

四 警笛音、作業音、爆竹等の音響による相当期間の騒音で、地域的に、多数の住民の健康若しくはその日常生活の静穏を害し、又はこれらのおそれのあるもの

五 作業場の衝撃によるたびたびの地盤の振動で、地域的に、多数の住民の健康若しくはその日常生活の静穏を害し、若しくは工作物その他の施設の効用を害し、又はこれらのおそれのあるもの

六 地下水、天然ガス等の採取による地盤の沈下で、地域的に、工作物その他の施設の効用を害し、若しくは高潮、出水等による災害を生じ、又はこれらのおそれのあるもの

(企業の責務)

第三条 工場又は事業場の設置者及び管理者(以下これを「事業者」という)は、その工場又は事業場の操業につき、公害の発生を防止するため、万全の措置を講ずる責務を負う。

2 物の製造、加工等を業とする事業者は、その製造、加工等をされた物が使用されることによつて公害が発生しないように、その物の品質、構造等について、改善の措置を講ずる責務を負う。

(国の施策)

第四条 国は、この法律の目的を達成するため、公害の発生を防止に関し、その政策全般にわたる、必要な施策を総合的に講じなければならない。

(地方公共団体の施策)

第五条 地方公共団体は、自ら公害の発生を防止に関する施策を講ずるとともに、国の施策に協力しなければならない。

(一般国民の協力)

第六条 国民は、公害の発生を防止するため、国

及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、この法律の目的を達成するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

(公害の防止に関する実施計画等)

第八条 政府は、公害の防止に関する十年ごとの目標を定め、その目標を達成するための実施計画を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

2 政府は、毎年、国会に、前項の計画の実施状況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 公害の防止に関する施策

(公害に関する研究、調査等)

第九条 政府は、公害の発生を防止するため、総合的に、公害に関する科学的基礎研究及び実態調査並びに公害の発生防止方策の研究及び公害防止施設等の技術開発を行なわなければならない。

2 地方公共団体は、前項の規定に準じて公害に関する研究及び調査を行なうよう努めなければならない。

3 政府は、地方公共団体が公害に関する研究及び調査を行なう場合においては、国の施策との調整を図り、その研究及び調査について指導し、及び助成するものとする。

4 国及び地方公共団体は、事業者又は民間研究機関等が公害に関する研究及び調査並びに公害防止施設等の技術開発を行なう場合においては、必要な指導及び援助その他の助成措置を講ずるよう努めなければならない。

(公害防止の啓蒙)

第十条 国及び地方公共団体は、事業者その他国民に対し、公害の発生の防止の重要性について認識させる等その啓蒙のために必要な措置を講じなければならない。

(公害の防止に関する許容限度及び基準の設定)

第十一条 国は、第二条第一号又は第二号に掲げ

る公害の発生を防止するため、大気汚染又は公共用水域における水質汚濁についての許容限度を定めるとともに、ばい煙、粉じん若しくはガスの大気中への排出若しくは放散又は汚水若しくは汚泥の河川、湖沼、港湾、沿岸海域等の公共用水域及びこれに接続する水路等への排出について、大気汚染又は水質汚濁についての許容限度に対応した基準を定めるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国は、第二条第四号から第六号までに掲げる公害の発生を防止するため、警笛音、作業音、爆音等の音量、作業場の衝撃による地盤の振動又は地下水、天然ガス等の採取についての基準を定めるよう必要な施策を講じなければならない。

(企業に対する規制)

第十二条 国は、工場又は事業場の操業による公害の発生を防止するため、工場若しくは事業場の開設前における公害防止施設等の確認又は操業開始後における公害防止施設等の改善命令若しくは操業の停止命令等による規制制度の確立を図るよう必要な施策を講じなければならない。

2 国は、物が使用されることによる公害の発生を防止するため、物の製造、加工等を業とする事業者等に対するその物の品質、構造、機能等の改善命令又はその物の製造、加工、販売等の停止命令等による規制制度の確立を図るよう必要な施策を講じなければならない。

(その他の規制等)

第十三条 前条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、公害の発生を防止するため、適切な規制をする等必要な施策を講じなければならない。

(公害防止に関する助成)

第十四条 国及び地方公共団体は、事業者が公害の発生を防止するためにする設備その他の施設の設置等につき必要があると認める場合においては、これを助成するため、資金の確保及びあ

つせん、税制上の措置、補助金の交付等の必要な措置を講じなければならない。

(都市の開発、整備等の際における公害に関する配慮等)

第十五条 国及び地方公共団体は、都市の開発及び整備並びに工場誘致等の計画の策定に当たっては、公害との関係を考慮し、適切な措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、公害の発生している地域につき、当該公害の軽減又は除去のため、都市の再開発及び整備並びに工場移転等の適切な措置を講じなければならない。

(公害に係る救済制度等)

第十六条 国は、公害に係る被害者に対する医療の給付又は公害に係る被害についての原状回復の実施等による救済制度及びこれに要する経費についての事業者に対する分担金の賦課制度の確立を図るよう必要な施策を講じなければならない。

2 国は、公害により被害が生じた場合における和解の仲介、損害賠償の裁定等による紛争処理制度の確立を図るよう必要な施策を講じなければならない。

第三章 公害対策委員会の設置

(公害対策委員会の設置)

第十七条 公害対策に関する行政事務を統一的に、かつ、公正に遂行するため、別に法律の定めるところにより、総理府の外局として、両議院の同意を得て任命される委員によつて組織される公害対策委員会を置く。

2 公害対策委員会には、事務局及びその地方支分部局並びに公害防止研究所を置くものとする。

3 前項の事務局及びその地方支分部局には、公害の発生の防止に関する指導、監視、監督等のための技術的職員が配置されなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和四十年五月十二日印刷

昭和四十年五月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局